

吹田民主商工会 いんぷおめ〜しよん



吹田市川園町20-1
TEL (06) 6383-2211
FAX (06) 6382-8160
http://www.suita-minshou.com
suita-ms@jasmine.ocn.ne.jp

1月支部集会 教え合って確定申告を

吹南支部の支部集会には11名の方が参加しました。始めに消費税増税や署名活動のことを話し合い、記帳や申告にあたっての注意点を自主計算パンフレットに従って学習したうえで、所得税の控除金額の計算と下書きを行いました。「お店の改装費は一括して修繕費？減価償却？」「医療費控除は家族の分をまとめて一人で合算できる？」「入院でかかった医療費よりも生命保険でもらった保険金のほうが多い場合、医療費控除はどうなるの？」など参加者で話し合いながら進めました。また「販売する予定だった中古の機械を賃貸で貸し付けしたので償却資産税の申告はどうしたらいいのか？」などの相談も寄せられました。大体の下書きが終わった後には複数税率の消費税の計算方法や、食品を扱わない仕事でも福利厚生費や接待交際費、新聞代に軽減税率が適用されること、集計は3種類に分けることも学びました。学んでいる中で「取引先との付き合いで購読している新聞代は経費にしているのか？」なども話し合いました。



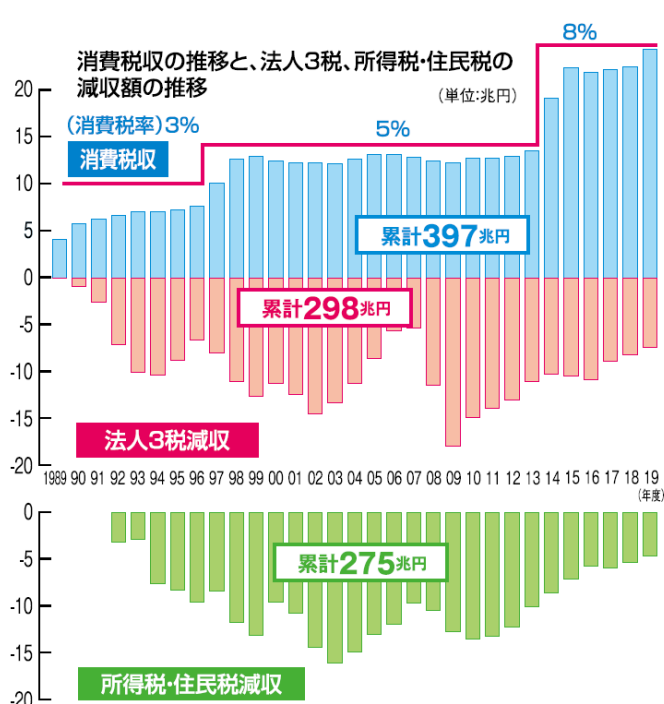
1月24日(金)江坂支部が支部集会を開催し、9名が参加しました。最初に10月からの消費税増税の影響について交流しました。建設業や不動産収入の会員からはさほど影響は感じてないということでしたが、飲食業の会員から「10月の売上は本当に散々でした。年末に向け持ち直すかと思っていました。一向に良くならなかつた」との声が上がりました。「ただ一つ救いだつたのが、暖冬で野菜の値段が例年に比べると安くなっている」という発言に参加していた会員も共感しました。申告に向けた学習では、医療費控除の計算や後期高齢者医療保険料と国保料など社会保険料控除の計算などの質問が出されました。消費税の計算では、飲食業の会員が「自分のところは持ち帰りがないから全部10%の計算になるんやな」との声に「売上は10%でも経費は食材の仕入れなど8%のものがあるから、それらを分けて計算することが必要になる」と伝えるとびっくりされていました。一人の会員がすでに申告書を書き上げて持ってきておられたことに参加者全員が「すごいね」と感心しました。

山田支部は亥の子谷コミュニティセンターで支部集会を開催し7名が参加しました。奥さんが出席された会員さんは、自主計算パンフレットで学習している中で配偶者控除を適用していなかったことに気づきました。今まで「収入があれば使えないと思っていた」とのこと。所得税の下書きで所得控除38万の記入をしてもらいました。

お買い物は地元市場商店街で・商工業者の繁栄は市民ととむじー！

消費税廃止吹田連絡会 定例宣伝行動 桜を見る会が許せない

消費税廃止吹田連絡会の毎月定例宣伝を1月24日にダイコクドラッグ・スーパーサタケがある錦通商店街と旭通商店街の交差点で行い10名が参加しました。ビラを配りながら署名を集めて対話を広げました。一度上げられた消費税を下げることは難しいと諦めの声もありますが、粘り強く続けていることもあって「イオン前のときに署名しましたよ。がんばって」との応援の声をいただくことやワインコインのキャンペーンをいただくこともありました。また「税金の使い方がおかしい。桜を見る会が許せない」と怒る男性からは署名をいただきました。「消費税を始めてから法人税と所得税がこんなに減収に」とビラを示すと「これはおかしいです」と署名してくれる方もいました。この日は1時間で17名の方から署名をお預かりしました。



出所:各年度の決算書(予算書)から作成、17年度までは決算見込み額、18年度は国は補正後、地方は当初予算額、19年度は国・地方とも予算額
消費税は地方分(消費譲与税、地方消費税)を含む。法人3税は、法人税、法人住民税、法人事業税のほか、地方法人税、地方法人特別税、復興特別法人税などを含む(ピーク時の89年度減収額)。
所得税・住民税は、所得税、個人住民税のほか、復興特別所得税を含む(ピーク時の91年度減収額)

ポスティング活動への

「協力ありがとうございました」

今年も1月に3万枚のビラ配布活動を行いました。136名の会員さんにご協力をいただきました。ありがとうございました。

一般向け申告準備相談会を開催します

高すぎる税金や保険料の是正する運動のためにも仲間を増やすことが必要です。最近開業した方や民商で力になれる方がお知り合いにいればぜひ相談会をご紹介ください。

- 2月2日(日) 10時00分 勤労者会館
- 2月4日(火) 14時00分 江坂花とみどりの情報センター
- 2月5日(水) 19時00分 亥の子谷コミュニティセンター

伝言板

無料法律相談(要予約) 2月20日(木) 13時00分